

奈良市障害福祉窓口等業務に関する質問に対する回答

	項目（ページ数等）	質問	回答
1	仕様書 P.1 7. 業務履行場所	貴課執務室内及び待合フロアのレイアウト図をいただけますか。 また、市民専用窓口4ヶ所を含む受注者の使用スペース、奈良市基幹相談支援センターもお示しください。	別添レイアウト図をご参照ください。
2	仕様書 P.4 12. 窓口業務の内容 (1)	「事業者用窓口については、予約制」とのことですが、現在の予約受付方法をご教示ください。また、電話やメールで受け付ける場合は電話番号や専用アドレスの設置は必要でしょうか。	現在、予約の大半は電話で受け付けています。 委託業務の中で新たに電話番号やメールアドレスを取得・設置していただくことは想定していません。 受注者との協議によりますが、本市職員が電話を受け、受注者のスケジュールを確認して予約をとることを想定しています。
3	仕様書 P.6 14. 本稼働における業務等 (5)	窓口で共用する業務システムは最大何台まで使用可能でしょうか。	奈良市福祉情報システム3台、総合税システム (ADWORLD) 1台、窓口受付システム発券機1台・呼出し機4台です。
4	仕様書 P.6 14. 本稼働における業務等 (6) ①	職員用更衣室の位置をご教示ください。	別添レイアウト図をご参照ください。